

令和3年10月27日

お客さま各位

大分みらい信用金庫

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素より、大分みらい信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

全国銀行協会が設立した電子交換所による手形・小切手交換が11月4日より実施されることに伴い、当金庫は2022年11月4日より以下のとおり「当座勘定規定」を改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

1. 改定日

2022年11月4日

2. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (3) 約束手形用法および小切手用法

3. 改定内容

- (1) 当座勘定規定（一般用） （下線部が改定箇所）

新	旧
第7条（手形、小切手の支払） (1) (略) <u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u> <u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u>	第7条（手形、小切手の支払） (1) (略) (新設) <u>(2) (同左)</u>
第8条（手形、小切手用紙） (1)～(3) (略) <u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡して</u>	第8条（手形、小切手用紙） (1)～(3) (略) (新設)

<p><u>ください。</u></p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>(6) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3カ月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</u></p> <p>(7) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>(4) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) <u>手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 (電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます) を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>(2) <u>手形、小切手として使用された用紙 (電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます) を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) <u>手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>(2) <u>手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>第29条 (個人信用情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間 (ただし、下記第3号の事由の場合のみ6カ月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとしします。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。
第29条（保険事故発生時における預金者からの相殺） （略）	第30条（同左） （略）
第30条（規定の変更） （略）	第31条 （略）

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

<p>第7条（手形の支払）</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1)（同左）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(2)（同左）</u></p>
<p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した手形用紙を使用してください。</p> <p><u>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直に当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(3) 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</u></p> <p><u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u></p> <p><u>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の手紙はその支払日から3カ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管</u></p>	<p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(2)（同左）</p> <p>(3)（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p><u>期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	
<p>第15条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）手形として使用された用紙（<u>電子的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>（3）（略）</p>	<p>第15条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>（3）（略）</p>
<p>（削除）</p>	<p>第26条（個人情報センターへの登録）</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6カ月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>
<p>第26条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>（略）</p>	<p>第27条（同左）</p> <p>（略）</p>
<p>第27条（規定の変更）</p> <p>（略）</p>	<p>第28条（同左）</p> <p>（略）</p>

(3) 約束手形用法・為替手形用法・小切手用法

<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>4. (1) (略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 <u>なお、文字による複記はしないでください。</u></p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>4. (1) (略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弌、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>
<p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>5. (1) (略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 <u>なお、文字による複記はしないでください。</u></p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁</u></p>	<p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>5. (1) (略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弌、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p>

<p><u>寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>
<p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>4. (1) (略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには<u>「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>4. (1) (略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには<u>※、★などの終止符号を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</u></p> <p>(新設)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>

金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>			<u>2</u>				<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		<u>6</u>		<u>7</u>		<u>8</u>			
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	
	<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>			<u>1,000</u>			<u>10,000</u>											
漢数字	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬										

<その他> 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の防止策のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上